

関市生活困窮者自立支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、生活困窮者自立相談支援業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

（１）業務名 関市生活困窮者自立支援業務委託

（２）業務内容

次の４事業を一括して委託します。なお個別の事業のみでの応募はできません。事業の詳細は、別紙「関市生活困窮者自立支援事業委託仕様書」のとおり。

- ① 自立相談支援事業
- ② 家計改善支援事業
- ③ 就労準備支援事業
- ④ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

（３）業務期間 令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３年間）

（４）契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

（５）委託金額

委託料上限額は、１３２，３０３，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、かつ各事業費は、以下の上限額を超えてはならない。

- ① 自立相談支援事業費 ６７，８００，０００円
- ② 家計改善支援事業費 ２１，５００，０００円
- ③ 就労準備支援事業費 ２１，６００，０００円
- ④ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ２１，４０３，０００円

3 担当課

関市健康福祉部福祉政策課

所在地 〒５０１－３８９４ 関市若草通３丁目１番地

電話：０５７５－２３－９０８３（直通） FAX ０５７５－２３－７７４８

メールアドレス fukushi@city.seki.lg.jp

※ お問い合わせについては、土日、祝日を除く平日午前８時３０分から午後５時１５分まで受け付けています。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満している者としします。

- (1) 本プロポーザルの公示日において、関市競争入札参加者名簿に記載されていること（未記載の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札参加資格申請をすること。）
- (2) 本プロポーザルの公示日から契約締結の日までの間に、関市入札参加資格者資格停止措置要領（平成7年関市告示77号）の規定による入札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

- (1) 公示日
令和7年11月10日（月）
- (2) 質疑応答期間
令和7年11月10日（月）から11月25日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 参加申込書等受付期間
令和7年11月10日（月）から12月2日（火）午後5時まで（必着）
- (4) 参加資格審査結果通知
令和7年12月2日（火）
- (5) 企画提案書等受付期間
令和7年12月9日（火）から12月23日（火）午後5時まで（必着）
- (6) プレゼンテーション開催日
令和8年1月23日（金）（予定）
- (7) 審査結果通知
令和8年2月中旬（予定）
- (8) 契約締結
令和8年3月下旬（予定）

6 質疑応答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式2）に質問事項を次のとおり提出すること。

(1) 質疑応答期間

令和7年11月10日（月）から11月21日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

担当課に持参、郵送又は電子メールで提出すること。電子メールの場合は、「関市生活困窮者自立相談支援業務に関する質問（事業者名）」と記載すること。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和7年12月8日（月）までに、質問者を非公開の上、関市ホームページにおいて公開する。

7 参加申込み及び参加資格審査

(1) 参加資料の配布

参加申込書等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードしてください。

※関市ホームページ <http://www.city.seki.lg.jp/>

(2) 申込書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（様式1）を提出してください。

(3) 提出期限

令和7年12月2日（火） 午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 参加資格審査

提出された書類を基に参加資格を審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書により通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年12月9日（火）から令和7年12月23日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（必着）

(2) 提出方法等

参加申込書の提出者を対象に、企画提案書の提出を受け付けますので、事前に電話連絡のうえ、福祉政策課へ持参してください。

(3) 提出書類（以下の順番に整理してください。）

- ① 企画提案書提出届（様式3）1部
- ② 法人等概要書（任意様式）1部 ※既存のパンフレット等で可
- ③ 業務実績（様式4）1部
- ④ 業務実施体制（様式5）1部

- ⑤ 企画提案書 (任意様式) 8部
- ⑥ 見積書 (任意様式) 1部
- ⑦ 無料職業紹介事業の許可書の写し(許可を受けている場合のみ) 1部
本業務に係る見積書(A4版任意様式。業務ごとの詳しい内訳書を含む。)を記名押印の上、作成してください。また、見積書の宛先は関市長としてください。

9 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

企画提案書は任意様式とし、A4版縦、横書き、左綴じで作成してください。なお、ページ数は特に定めませんが、文字の大きさなど見やすさに留意してください。

また、スケジュール等資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とします。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書の記載内容は企画提案書記載事項(様式3-2)によるものとする。

10 プレゼンテーション

(1) 実施日 令和8年1月23日(金) 予定

開始時間及び場所等については、別途連絡させていただきます。

(2) プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、説明30分以内、質疑応答30分以内とします。

パワーポイント等を使用する場合は、福祉政策課に事前に連絡してください。(スクリーン、プロジェクターは本市で用意するが、パソコンは持参してください。)

(3) プレゼンテーション出席者

5人以内とし、主任相談支援員となる方は、必ず出席してください。

11 選定方法

(1) 選定手順

本市が設置する審査委員会が別に定める「評価基準表」により審査し、最も適していると認められる参加業者を受託候補者として選定します。

なお、参加業者が1社であっても、このプロポーザルは成立するものとしませんが、選定については審査委員会で決定するものとします。

(2) その他

審査に提出された見積金額が契約金額となるものではありません。

委員会での選考は、非公開とします。

12 選定結果の公表

選定結果については、関市ホームページで公表するとともに、令和8年2月中旬頃にすべての参加事業者宛に書面で通知します。

1 3 契約手続

本業務の受託候補者に選定された業者は、本市と協議の上、地方自治法第234条に定める随意契約により、速やかに契約手続を進めるものとします。

なお、選定された受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者から順次交渉するものとします。

1 4 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が、2(4)の委託料および各事業費の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

1 5 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けません。
- (4) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、関市公文書公開条例(平成9年関市条例第44号)に基づき提出書類を公開します。
- (7) 参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出するものとします。